

入札心得

一般的事項

- 1 入札は、静粛かつ厳正に行ってください。
- 2 入札室には、入札（開札）に必要な者（入札執行者が認めた者を含む。）以外の入室を禁じます。
- 3 入札（開札）執行中は、入札執行者が特に認めた場合を除くほか、入札室の出入りを禁じます。
- 4 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、談合情報を各調査機関に提供することがあります。
- 5 入札は、本人又は代理人の出席により行います。電子入札の場合は代理人による入札を行うことができません。
- 6 紙入札にあっては郵便又は電信による入札は認めません。

入札書に記載する金額

- 1 落札決定にあたっては、入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税の額を除いた金額を入札書に記載してください。

落札者の決定方法

- 1 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格以上のうちの最低の価格の者を落札者とします。ただし、低入札価格調査基準価格を下回った入札があった場合、落札を保留し後日決定します。なお、低入札者は、必ずしも落札者とならない場合があります。
- 2 落札者となるべき入札書記載金額が複数あるときは、くじによって落札者を決定します。なお、この場合においては、くじを引くことを辞退することはできません。
- 3 開札の結果、落札者がいないときは、別に定めた場合を除き、直ちに再度入札を行います。なお、再度入札は最大2回とします。

入札の無効に関する事項

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とします。
 - (1) 競争入札参加資格のないものが入札をしたとき。
 - (2) 入札保証金を免除した場合を除き、定められた額の入札保証金が納付されていないとき。
 - (3) 委任状を提出しないで代理人が入札をしたとき。
 - (4) 入札書に記名押印のないとき（電子入札の場合は、電子認証を受けていないとき。）、又は記載内容が明らかでないとき。
 - (5) 入札書の金額が訂正してあるとき。
 - (6) 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。
 - (7) 再度の入札で、前回の最低価格又はこれを上回る価格で入札をしたとき。
 - (8) 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
 - (9) 入札に関し、談合等の不正行為があったとき。
 - (10) 工事費等内訳書の提出を求めた場合で、同内訳書を提出しなかったとき。
 - (11) 前号に掲げるもののほか、契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- 2 前項第4号から第7号までに掲げるもの以外の無効な入札をした者は、再度入札に参加できません。ただし、前項第3号に該当する無効な入札をした者が、再度入札までに委任状を提出した場合はこの限りでない。

入札の辞退及び一般競争入札における参加申請書の撤回に関する事項

- 1 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 2 指名競争入札における辞退は、次の各号に掲げるところにより申し出るものとします。
 - (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を直接持参するか又は郵送してください。電子入札にあつては、電子入札システムによる。
 - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出してください。電子入札にあつては、電子入札運用基準による。
- 3 一般競争入札参加申請書を提出した者が、当該参加申請書を撤回しようとするときは、入札（開札）日の前日までに、条件付き一般競争入札参加申請書取り下げ願を町長に提出してください。
- 4 入札を辞退した者、又は参加申請書を撤回した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

入札又は開札の中止による損害に関する事項

- 1 次の各号に該当する場合は、入札又は開札を中止することがあります。なお、これらの場合における損害は、入札者の負担とします。
 - (1) 談合等、不正行為の事実が確認された場合（入札執行前に談合に関する情報があった場合は、当該入札を中止又は延期したうえで、指名替え、追加指名、くじによる入札に参加できる者の削減、入札方法の変更等の措置を講ずることがあります。）
 - (2) 天災その他やむを得ない理由による場合
 - (3) 指名競争入札において入札者が一人だけの場合

質問に関する事項

- 1 質問の受付については、あらかじめ通知した期限までとする。

その他の事項

- 1 一度提出した入札書は、これを書き替え、引き換え又は撤回することはできません。
- 2 議会の議決が必要な契約の落札者とは、仮契約を締結し、御嵩町議会の議決後に本契約を締結します。
- 3 その他、入札執行については、地方自治法、同法施行令の定めるところによります。